岩手県告示第 280 号

都市公園法 (昭和31年法律第79号) 第2条の2の規定により設置した都市公園の区域を次のとおり変更する。 平成20年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 岩手県立御所湖広域公園
- 2 位置 盛岡市繋字尾入野、字堂ケ沢、字南ノ又、字萪内、字除キ、字萪内沢、字舘市及び字清水端並びに岩手郡雫石町下長根、下町東、野中、大字西安庭第 10 地割字声ケ沢、第 11 地割字皀角、第 12 地割字十郎築、第 14 地割字長谷地、第 15 地割字籬野及び字下長谷地、第 16 地割字関根、第 23 地割字下戸沢、第 27 地割字上屋敷、第 31 地割字伝久並びに第 32 地割字下野、大字繋第 4 地割字高見、第 5 地割字塩ケ森、第 6 地割字新城、第 7 地割字下御所、第 18 地割字堂ケ沢及び第 22 地割字除並びに御明神籬及び籬野の各地内
- 3 変更後の区域 別紙図面のとおり。
- 4 変更後に係る区域の供用開始の期日 平成20年4月1日

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。